農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九 日

奈良県 知 事 荒 井 正 吾

奈良県規則第五十四号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

する。 農業協同組合法施行細則 (平成六年四月奈良県規則第四号) の一部を次のように改正

改め、 第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、 「及び中央会」を削り、 同号を同条第四号とし、 同条第五号中 同条中第六号を第五号とする。 「並びに」 を 「及び」に

第五条中「、 連合会若しくは中央会」を「若しくは連合会」 に改める。

第六条第二項中「中央会」を「連合会」に改める。

第七条中 乛 連合会若しくは中央会」を 「若しくは連合会」 に改める。

第八条、 第九条及び第十条第一項中「、 連合会又は中央会」 を「又は連合会」 に改 8

る。

第一項を削り、 第三十条の 見出 [条第] し中 一項を同条とする。 「縦覧開始届等」を 「縦覧開始延期 の承認 \mathcal{O} 申 請 に改 め 同条

同

二号」 第三十条の二中 に改める。 「第二百三十一条第一項第二十号」を 「第二百三十一条第一 項第二十

第三十七条及び第三十八条第三項中 連合会又は中央会」 を 「又は連合会」 に改め

第四十条中 一、 連合会若しくは中央会」 を 「若しくは連合会」 に改め

第五号様式中 「農業協同組合中央会、農事組合法人」 や「農事組合法人」 に改め

第二十一号様式中「爿畑」を「爿田」 に、 「下みい」を「へだみい」に改める。

第三十五号様式を次のように改める。

3 5号様式 削深

第四十五号様式及び第四十六号様式中 第四十三号様式中 「組合 (連合会 、中央会) 「農業協同組合連合会 を 「農業協同組合連合会」 農業協同組合中央会」 に改 がる。

を 「農業協同組合連合会」 に改める。

 \mathcal{O} 規則は、 平成三十 __ 年四月 -- 日 から施行する。